

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

| |
|---|
| 法 令 名：風俗営業等適正化法 |
| 根 拠 条 項：第31条の25第1項 |
| 処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令 |
| 原権者（委任先）：福岡県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： |
| 処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程」を参照 |
| 問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185 |
| 備 考： |

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に
関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第26条、第30条、第31条の5第1項若しくは第2項、第31条の6第2項第2号若しくは第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、店舗型風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じ、又は風俗営業、店舗型風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定風俗物品販売等営業若しくは接客業務受託営業の営業の停止を命ずる場合における量定等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平19県公委規程1・平28県公委規程11・本条一部改正)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取消し 法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
- (2) 営業停止命令 法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型風俗特殊営業、浴場営業、興行場営業、旅館業、無店舗型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 営業廃止命令 法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号

又は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

(4) 指示処分 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。

(5) 法令違反行為 法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為（第3条において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（指示処分との関係）

第3条 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

(1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導若しくは警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為が行われ検挙した場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (4) 短期20日以上量刑に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合
(量定)

第4条 取消し又は営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。）の基本的な量定（以下単に「量定」という。）は、別表に定めるところによるものとする。

（取消し）

第5条 取消しは、第10条第1項に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、第4条、第8条、第9条及び第10条第2項に定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、第11条第2号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

第6条 営業廃止命令は、第4条、第8条、第9条及び第10条第2項に定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、第11条第2号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

第7条 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由がある場合は、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

(営業停止命令の併合)

第8条 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(観念的競合)

第9条 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

第10条 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

2 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止等命令の処分事由について第4条及び第7条から第9条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

第11条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、別表に定める基準期間(第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長

いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第10条第2項に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号の規定にかかわらず、情状により、第4条、第7条から第9条まで及び第10条第2項に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。
- (ウ) 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
- (オ) 改しゅんの情が見られないこと。
- (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
- (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。
- (ケ) その他処分を加重すべき事由があること。

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
- (イ) 営業者（法人にあっては、役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改しゅんの情が著しいこと。

(エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

(オ) その他処分を軽減すべき事由があること。

(3) 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月と、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(営業停止命令と他の行政処分との関係)

第12条 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

第13条 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表（第4条関係）

| 区分 | 番号 | 処分事由 | 関係条項 | 量定 |
|---|--|-------------------|-------------------------------------|----|
| 風俗 営業 者に 対す る許 可の 取消 し又 は営 業停 止命 令 | 法若 しく は法 に基 づく 命令 又は 法に 基づ く条 例の | 1 無許可風俗営業 | 法第3条第1項及び 第49条第1項 | A |
| | | 2 許可証亡失・滅失届出義務違反 | 法第5条第4項 | G |
| | | 3 許可証等掲示義務違反 | 法第6条及び第55 条第1号 | G |
| | | 4 相続承認時許可証書換え義務違反 | 法第7条第5項及び 第55条第2号 | G |
| | | 5 合併承認時許可証書換え義務違反 | 法第7条の2第3項 (第7条第5項) 及 び第55条第2号 | G |
| | | 6 分割承認時許可証書換え義務違反 | 法第7条の3第3項 | G |

| | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------|---|--|---|
| 令（法 第2 6条 第1 項） | 規定 に違 反す る行 為 | | | (第7条第5項) 及 び第55条第2号 | |
| | | 7 | 構造・設備の無承認変更又は偽りその不正 な手段による変更に係る承認の取得 | 法第9条第1項並び に第50条第1項第 1号及び第2号 | A |
| | | 8 | 変更届出義務違反 | 法第9条第3項及び 第55条第3号 | F |
| | | 9 | 変更届出に係る許可証書換え義務違反 | 法第9条第4項 | G |
| | | 10 | 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の 変更に係る届出義務違反 | 法第9条第5項後段 及び第54条第2号 | E |
| | | 11 | 許可証返納義務違反 | 法第10条第1項第 3号及び第55条第 4号 | G |
| | | 12 | 不正の手段による認定の取得 | 法第10条の2第1 項及び第50条第1 項第3号 | B |
| | | 13 | 特例風俗営業業者認定申請書等虚偽記載 | 法第10条の2第2 項及び第54条第3 号 | E |
| | | 14 | 認定証亡失・滅失届出義務違反 | 法第10条の2第5 項 | G |
| | | 15 | 認定証返納義務違反 | 法第10条の2第7 項第2号及び第3号 並びに第55条第5 号 | F |
| 16 | 名義貸し禁止違反 | 法第11条及び第4 9条第3号 | A | | |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 17 | 構造・設備維持義務違反 | 法第12条 | D |
| 18 | 営業時間制限違反 | 法第13条第1項及び第2項 | C |
| 19 | 迷惑行為防止措置義務違反 | 法第13条第3項 | D |
| 20 | 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反 | 法第13条第4項 | D |
| 21 | 照度規制違反 | 法第14条 | E |
| 22 | 騒音・振動規制違反 | 法第15条 | D |
| 23 | 広告・宣伝規制違反 | 法第16条 | D |
| 24 | 料金表示義務違反 | 法第17条 | G |
| 25 | 年少者立入禁止表示義務違反 | 法第18条 | G |
| 26 | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 | 法第18条の2 | D |
| 27 | 遊技料金等規制違反 | 法第19条 | D |
| 28 | 遊技機規制違反 | 法第20条第1項 | B |
| 29 | 遊技機の無承認変更又は偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得 | 法第20条第10項(第9条第1項)並びに第50条第1項第1号及び第2号 | A |
| 30 | 遊技機変更届出義務違反 | 法第20条第10項(第9条第3項第2号)及び第55条第3号 | D |
| 31 | 条例の遵守事項違反 | 法第21条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年福岡県条例第30号。以下「条 | H |

| | | | |
|----|----------------------|---------------------------------|---|
| | | 例」という。)第8条 | |
| 32 | 客引き禁止違反 | 法第22条第1項第1号及び第52条第1号 | B |
| 33 | 客引き準備行為禁止違反 | 法第22条第1項第2号及び第52条第1号 | B |
| 34 | 年少者接待業務従事禁止違反 | 法第22条第1項第3号及び第50条第1項第4号 | A |
| 35 | 年少者接客業務従事禁止違反 | 法第22条第1項第4号及び第50条第1項第4号 | A |
| 36 | 年少者の立ち入らせ禁止等違反 | 法第22条第1項第5号及び第50条第1項第4号並びに条例第9条 | B |
| 37 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反 | 法第22条第1項第6号及び第50条第1項第4号 | B |
| 38 | 現金等提供禁止違反 | 法第23条第1項第1号及び第52条第2号 | B |
| 39 | 賞品買取り禁止違反 | 法第23条第1項第2号及び第52条第2号 | B |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|--|---|
| 4 0 | 遊技球等持ち出し禁止違反 | 法第 2 3 条第 1 項第 3 号及び第 3 項並びに第 5 4 条第 4 号 | E |
| 4 1 | 遊技球等保管書面発行禁止違反 | 法第 2 3 条第 1 項第 4 号及び第 3 項並びに第 5 4 条第 4 号 | E |
| 4 2 | 賞品提供禁止違反 | 法第 2 3 条第 2 項及び第 5 2 条第 3 号 | C |
| 4 3 | 管理者選任義務違反 | 法第 2 4 条第 1 項及び第 5 4 条第 5 号 | E |
| 4 4 | 管理者講習受講義務違反 | 法第 2 4 条第 7 項 | G |
| 4 5 | 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反） | 法第 2 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 9 条第 5 号及び第 6 号並びに条例第 1 1 条 | A |
| 4 6 | 無許可特定遊興飲食店営業 | 法第 3 1 条の 2 2 及び第 4 9 条第 7 号 | A |
| 4 7 | 従業者名簿備付け記載義務違反 | 法第 3 6 条及び第 5 3 条第 3 号 | D |
| 4 8 | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反 | 法第 3 6 条の 2 第 1 項及び第 5 3 条第 4 号 | D |
| 4 9 | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反 | 法第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 5 3 条第 5 号 | D |
| 5 0 | 報告・資料提出義務違反 | 法第 3 7 条第 1 項及 | D |

| | | | | |
|--|-----|--|-------------------------------------|---|
| | | | び第53条第6号 | |
| | 5 1 | 立入の拒否、妨害又は忌避 | 法第37条第2項、 第38条の2第1項 及び第53条第7号 | D |
| 他の 法令 の規 定に 違反 する 行為 | 1 | 刑法(明治40年法律第45号)第174条、 第175条、第182条、第185条、第186条、 第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、 第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、 第226条の3、第227条第1項(同法第224条、 第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。) 若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225条、 第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 | | A |
| | 2 | 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、 第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、 第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法 | | B |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | な行為 | | |
| 3 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 4 | 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 5 | 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 （1） 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 （2） 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 （3） 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（（1）に該当するものを除く。） | | D |
| 6 | 5の項に規定する手段によって、客に同項（1）、（2）若しくは（3）に掲げる役務（同（2）に掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を | | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | 購入し、若しくは借り受けることを強要する行為 | | |
| 7 | 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 8 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 9 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 10 | 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 11 | 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 12 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | | A |

| | | |
|-----|--|---|
| 1 3 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | B |
| 1 4 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号の 2 まで又は第 8 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | E |
| 1 5 | 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの | A |
| 1 6 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（1 5 の項に規定するものを除く。） | B |
| 1 7 | 出入国管理及び難民認定法第 7 4 条から第 7 4 条の 6 まで又は第 7 4 条の 8 の罪に当たる違法な行為 | C |
| 1 8 | 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 1 9 | 大麻取締法（昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号）第 2 4 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 2 4 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 2 4 条の 7 の罪に当たる違法な行為 | B |
| 2 0 | 毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）第 2 4 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な | D |

| | | | |
|-----|--|--|---|
| | 行為 | | |
| 2 1 | 覚せい剤取締法（昭和 2 6 年法律第 2 5 2 号）第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 3（同法第 1 9 条若しくは第 2 0 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 7、第 3 0 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 3 0 条の 1 1（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 1 1 又は第 4 1 条の 1 3 の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 2 2 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 2 8 年法律第 1 4 号）第 6 4 条の 2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第 6 4 条の 3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第 6 6 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 6 6 条の 2（同法第 2 7 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 6 6 条の 4、第 6 8 条の 2、第 6 9 条第 5 号、第 6 9 条の 5 又は第 7 0 条第 1 7 号の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 2 3 | あへん法（昭和 2 9 年法律第 7 1 号）第 5 2 条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第 5 4 条の 3 又は第 5 5 条第 1 号の罪に当たる違法な行為 | | B |

| | | | |
|----|--|--------------------------|---|
| 24 | 競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 25 | 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 26 | 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 27 | モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 28 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 29 | 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 30 | 関税法（昭和29年法律第61号）第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入） | 関税法第109条第1項及び第2項 | A |
| 31 | 電波法（昭和25年法律第131号）第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 32 | 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為 | 無限連鎖講の防止に関する法律第5条から第7条まで | D |

| | | | |
|----|---|----------------------------------|---|
| 33 | 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売） | 当せん金付証票法第18条第1項第1号 | D |
| 34 | 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒又は親権者等の不制止） | 未成年者飲酒禁止法第3条第2項 | F |
| 35 | 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与） | 未成年者飲酒禁止法第3条第1項 | D |
| 36 | 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第1条（未成年者の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第3条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為 | | F |
| 37 | 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売） | | D |
| 38 | 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（めいてい者の粗野・乱暴な言動等） | 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項 | F |
| 39 | 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第1項から第3項までの罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等） | | E |
| 40 | 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第4号、第14号、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第28号まで、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当た | 軽犯罪法第2条 | F |

| | | | | |
|-----|--|--|---|--|
| | | る違法な行為 | | |
| 4 1 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条若しくは第52条第1項の規定に違反する行為又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等） | 食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号及び第2項並びに第72条第1項及び第2項 | D | |
| 4 2 | 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項（営業の許可）の規定に違反する行為又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 興行場法第5条第1項、第6条及び第8条第1号 | D | |
| 4 3 | 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反する行為又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号及び第11条第1号 | D | |
| 4 4 | 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項（経営の許可）の規定に違反する行為又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1号 | D | |
| 4 5 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 | 道路交通法第119 | E | |

| | | | | |
|--------------------------------------|----|--|--|---|
| | | 77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用） | 条第1項第12号の4 | |
| | 46 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反） | 建築基準法第9条第1項及び第10項前段 | D |
| | 47 | 消防法（昭和23年法律第186号）第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為 | 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項並びに第17条の4第1項及び第2項 | D |
| | 48 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第2項 | D |
| | 49 | その他の法令の規定に違反する行為 | | H |
| 法に基づ く処分 又は条 件に 違反 する | 1 | 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反 | 法第16条及び第25条 | B |
| | 2 | 指示処分違反（1の項に規定する指示処分違反を除く。） | 法第25条 | C |
| | 3 | 営業停止命令違反 | 法第26条第1項及び第49条第4号 | A |
| | 4 | 許可の条件違反 | 法第3条第2項 | C |

| | 行為 | | | | |
|---|---|---|----------------------------|--|---|
| 店舗 型性 風俗 特殊 営業 を営 む者 に対 する 営業 停止 命令 (法 第3 0条 第1 項) 為 | 法に 規定 する 罪(法 第4 9条 第5 号及 び第 6号 の罪 を除 く。) に当 たる 違法 な行 為 | 1 | 営業届出義務違反の罪 | 法第27条第1項及 び第3項並びに第5 2条第4号及び第5 号 | B |
| | | 2 | 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 法第27条第2項及 び第3項並びに第5 4条第6号 | E |
| | | 3 | 広告・宣伝の禁止違反の罪 | 法第27条の2及び 第53条第1号 | C |
| | | 4 | 広告・宣伝の方法違反の罪 | 法第28条第5項及 び第53条第2号 | C |
| | | 5 | 客引き禁止違反の罪 | 法第28条第12項 第1号及び第52条 第1号 | B |
| | | 6 | 客引き準備行為禁止違反の罪 | 法第28条第12項 第2号及び第52条 第1号 | B |
| | | 7 | 年少者接客業務従事禁止違反の罪 | 法第28条第12項 第3号及び第50条 第1項第5号 | A |
| | | 8 | 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 | 法第28条第12項 第4号及び第50条 第1項第5号 | B |
| | | 9 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反 の罪 | 法第28条第12項 第5号及び第50条 第1項第5号 | B |

| | | | | |
|--|-----|---|--|---|
| | 1 0 | 標章破壊等禁止違反の罪 | 法第 3 1 条第 4 項及 び第 5 5 条第 6 号 | E |
| | 1 1 | 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 法第 3 6 条及び第 5 3 条第 3 号 | D |
| | 1 2 | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の 罪 | 法第 3 6 条の 2 第 1 項及び第 5 3 条第 4 号 | D |
| | 1 3 | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成 保存義務違反の罪 | 法第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 5 3 条第 5 号 | D |
| | 1 4 | 報告・資料提出義務違反の罪 | 法第 3 7 条第 1 項及 び第 5 3 条第 6 号 | D |
| | 1 5 | 立入の拒否、妨害又は忌避の罪 | 法第 3 7 条第 2 項、 第 3 8 条の 2 第 1 項 及び第 5 3 条第 7 号 | D |
| 法第 3 0 条第 1 項 に掲 げる 罪に 当た る違 法な 行為 | 1 | 刑法第 1 7 4 条、第 1 7 5 条、第 1 8 2 条、 第 1 8 5 条、第 1 8 6 条、第 2 2 4 条、第 2 2 5 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。）、第 2 2 6 条、 第 2 2 6 条の 2（第 3 項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 において同じ。）、第 2 2 6 条の 3、第 2 2 7 条第 1 項（同法第 2 2 4 条、第 2 2 5 条、第 2 2 6 条、第 2 2 6 条の 2 又は第 2 2 6 条の 3 の 罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に 限る。以下この項において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 | | A |

| | | |
|---|--|---|
| | る。以下この項において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| 2 | 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| 3 | 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | B |
| 4 | 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| 5 | 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 6 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為 | B |
| 7 | 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| 8 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 9 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |

| | | | | |
|---------------|-----|--|--|---|
| | 1 0 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 1 1 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの | | A |
| | 1 2 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（1 1 の項に規定するものを除く。） | | B |
| | 1 3 | 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 政令で定める重大な不正行為 | 1 | 刑法第 1 3 6 条若しくは第 1 3 7 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 1 3 9 条第 2 項、第 1 4 0 条、第 1 7 6 条から第 1 7 9 条まで、第 1 8 1 条又は第 1 8 7 条の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 2 | <p>暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為</p> <p>(1) 法第 2 条第 6 項第 1 号又は第 2 号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務</p> <p>(2) 令第 2 条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務</p> <p>(3) 令第 5 条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務</p> | | D |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | <p>2の項に規定する手段によって、客に同項（1）、（2）若しくは（3）に掲げる役務（同（2）に掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為</p> | D |
| 4 | <p>大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為</p> | B |
| 5 | <p>毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為</p> | D |
| 6 | <p>覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為</p> | B |
| 7 | <p>麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限</p> | B |

| | | | | |
|----------------------------|----|--|-------------------------|---|
| | | る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為 | | |
| | 8 | あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 9 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 10 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 11 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 12 | モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 13 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 法に 基づ く処 分に 違反 | 1 | 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反 | 法第27条第5項及び第29条 | C |
| | 2 | 営業時間制限違反に対する指示処分違反 | 法第28条第4項及び第29条並びに条例第12条 | C |

| | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|
| する 行為 | 3 | 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法 による広告・宣伝に対する指示処分違反 | 法第28条第8項及 び第29条 | C | |
| | 4 | 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違 反に対する指示処分違反 | 法第28条第9項及 び第29条 | C | |
| | 5 | 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示 処分違反 | 法第28条第10項 及び第29条 | C | |
| | 6 | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 に対する指示処分違反 | 法第28条第11項 (第18条の2) 及 び第29条 | C | |
| | 7 | 指示処分違反(1の項から6の項までに規定 する指示処分違反を除く。) | 法第29条 | C | |
| | 8 | 営業停止命令違反 | 法第30条第1項及 び第49条第4号 | A | |
| 無店 舗型 性風 俗特 殊営 業を 営む 者に 対す る営 業停 止命 令(法 第3 | 法に 規定 する 罪に 当た る違 法な 行為 | 1 | 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特 殊営業の営業(無店舗型性風俗特殊営業を営む 者が違反) | 法第28条第1項及 び第2項並びに第4 9条第5号及び第6 号並びに条例第11 条 | A |
| | | 2 | 営業届出義務違反の罪 | 法第31条の2第1 項及び第3項並びに 第52条第4号及び 第5号 | B |
| | | 3 | 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 法第31条の2第2 項及び第3項並びに 第54条第6号 | E |
| | | 4 | 広告・宣伝の禁止違反の罪 | 法第31条の2の2 及び第53条第1号 | C |

| | | | | |
|--|----|-------------------------------|---|---|
| 1条 の5 第1 項及 び第 31 条の 6第 2項 第2 号) | 5 | 広告・宣伝の方法違反の罪 | 法第31条の3第1 項(第28条第5項) 及び第53条第2号 | C |
| | 6 | 禁止区域内営業の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第1項) 及び第49条第5号 | A |
| | 7 | 禁止地域内営業の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第2項) 及び第49条第6号 並びに条例第16条 | A |
| | 8 | 客引き禁止違反の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第12 項第1号)及び第5 2条第1号 | B |
| | 9 | 客引き準備行為禁止違反の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第12 項第2号)及び第5 2条第1号 | B |
| | 10 | 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第12 項第4号)及び第5 0条第1項第5号 | B |
| | 11 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪(受付所営業) | 法第31条の3第2 項(第28条第12 項第5号)及び第5 0条第1項第5号 | B |
| | 12 | 年少者接客業務従事禁止違反の罪 | 法第31条の3第3 | A |

| | | | | |
|--------------|----|--|---|---|
| | | | 項第1号及び第50条第1項第6号 | |
| | 13 | 標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業） | 法第31条の5第3項（第31条第4項）、第31条の6第3項（第31条第4項）及び第55条第6号 | E |
| | 14 | 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 法第36条及び第53条第3号 | D |
| | 15 | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪 | 法第36条の2第1項及び第53条第4号 | D |
| | 16 | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪 | 法第36条の2第2項及び第53条第5号 | D |
| | 17 | 報告・資料提出義務違反の罪 | 法第37条第1項及び第53条第6号 | D |
| | 18 | 立入の拒否、妨害又は忌避の罪 | 法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号 | D |
| 法第31条の5第1項及び | 1 | 刑法第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 | | A |

| | | | | |
|---|---|--|--|---|
| <p>第3 1条 の6 第2 項第 2号 に掲 げる 罪に 当た る違 法な 行為</p> | | <p>において同じ。)、第226条の3、第227 条第1項(同法第224条、第225条、第2 26条、第226条の2又は第226条の3の 罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に 限る。以下この項において同じ。)若しくは第 3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)又は第228 条(同法第224条、第225条、第226条、 第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為</p> | | |
| | 2 | <p>組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は 第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法 な行為</p> | | A |
| | 3 | <p>組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係 る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> | | B |
| | 4 | <p>売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為</p> | | A |
| | 5 | <p>児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条ま で、第7条第2項から第8項まで又は第8条の 罪に当たる違法な行為</p> | | A |
| | 6 | <p>児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に 当たる違法な行為</p> | | B |
| | 7 | <p>労働基準法第117条、第118条第1項 (同法第6条又は第56条に係る部分に限 る。)又は第119条第1号(同法第61条又 は第62条に係る部分に限る。)(これらの規 定を労働者派遣法の規定により適用する場合</p> | | A |

| | | | |
|---------------------------------------|----|---|---|
| | | を含む。)の罪に当たる違法な行為 | |
| | 8 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 9 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 10 | 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 11 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの | A |
| | 12 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為(11の項に規定するものを除く。) | B |
| | 13 | 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 政令 で定 める 重大 な不 正行 為 | 1 | 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第187条の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 2 | 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24 | B |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | | 条の7の罪に当たる違法な行為 | |
| 3 | | 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 4 | | 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 | B |
| 5 | | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為 | B |
| 6 | | あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為 | B |

| | | | | |
|----------------------------------|----|--|--|---|
| | 7 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号 の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 8 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条 第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 9 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第6 2条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 10 | モーターボート競走法第65条第2号又は 第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 11 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32条又は第33条第2号の罪に当たる違法 な行為 | | D |
| | 12 | 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由 を不当に拘束する手段によって、営業に従事す る者の意思に反して法第2条第7項第1号に 掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を 提供することを強制する行為 | | D |
| | 13 | 12の項に規定する手段によって、客に同項 に規定する役務の提供を受けること又は法第 2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4 条に規定する物品を購入し、若しくは借り受け ることを強要する行為 | | D |
| 法に 基づ く処 分に 違反 する | 1 | 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する 指示処分違反 | 法第31条の2第5 項、第31条の4第 1項及び第31条の 6第2項第1号 | C |
| | 2 | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 に対する指示処分違反 | 法第31条の3第1 項（第18条の2第 | C |

| | | | |
|----|---------------------------------------|--|---|
| 行為 | | 1項)、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号 | |
| 3 | 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反 | 法第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号 | C |
| 4 | 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号 | C |
| 5 | 営業時間制限違反に対する指示処分違反(受付所営業) | 法第31条の3第2項(第28条第4項)、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号並びに条例第17条 | C |
| 6 | 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反(受付所営業) | 法第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号 | C |
| 7 | 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反 | 法第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項及び第3 | C |

| | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|---|---|
| | | | | 1条の6第2項第1号 | |
| | | 8 | 指示処分違反（1の項から7の項までに規定する指示処分違反を除く。） | 法第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号 | C |
| | | 9 | 営業停止命令等違反 | 法第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号並びに第49条第4号 | A |
| 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の1第5第 | 法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行 | 1 | 営業届出義務違反の罪 | 法第31条の12第1項及び第2項（第27条第3項）並びに第52条第4号及び第5号 | B |
| | | 2 | 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 法第31条の12第2項（第27条第2項及び第3項）及び第54条第6号 | E |
| | | 3 | 広告・宣伝の方法違反の罪 | 法第31条の13第1項（第28条第5項）及び第53条第2号 | C |
| | | 4 | 客引き禁止違反の罪 | 法第31条の13第2項第1号及び第52条第1号 | B |
| | | 5 | 客引き準備行為禁止違反の罪 | 法第31条の13第 | B |

| | | | | |
|-------|----------------|----------------------------|--|---|
| 1項) 為 | | | 2項第2号及び第5 2条第1号 | |
| | 6 | 年少者接客業務従事禁止違反の罪 | 法第31条の13第 2項第3号及び第5 0条第1項第8号 | A |
| | 7 | 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 | 法第31条の13第 2項第4号及び第5 0条第1項第8号 | B |
| | 8 | 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 | 法第31条の13第 2項第5号及び第5 0条第1項第8号 | B |
| | 9 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反 の罪 | 法第31条の13第 2項第6号及び第5 0条第1項第8号 | B |
| | 10 | 標章破壊等禁止違反の罪 | 法第31条の16第 4項及び第55条第 6号 | E |
| | 11 | 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 法第36条及び第5 3条第3号 | D |
| | 12 | 報告・資料提出義務違反の罪 | 法第37条第1項及 び第53条第6号 | D |
| | 13 | 立入の拒否、妨害又は忌避の罪 | 法第37条第2項、 第38条の2第1項 及び第53条第7号 | D |
| | 法第 31 条の | 1 | 刑法第174条、第175条、第182条、 第185条、第186条、第224条、第22 5条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 | |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 15 第1 項に 掲げ る罪 に当 たる 違法 な行 為 | る。以下この項において同じ。)、第226条、 第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 において同じ。)、第226条の3、第227 条第1項(同法第224条、第225条、第2 26条、第226条の2又は第226条の3の 罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に 限る。以下この項において同じ。)若しくは第 3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)又は第228 条(同法第224条、第225条、第226条、 第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 | | |
| 2 | 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は 第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法 な行為 | | A |
| 3 | 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係 る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 4 | 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 5 | 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条ま で、第7条第2項から第8項まで又は第8条の 罪に当たる違法な行為 | | A |
| 6 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に 当たる違法な行為 | | B |
| 7 | 労働基準法第117条、第118条第1項 (同法第6条又は第56条に係る部分に限 | | A |

| | | | |
|----------------------------|----|---|---|
| | | る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)の罪に当たる違法な行為 | |
| | 8 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 9 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 10 | 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 11 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの | A |
| | 12 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為(11の項に規定するものを除く。) | B |
| | 13 | 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 政令 で定 める 重大 な不 | 1 | 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第187条の罪に当たる違法な行為 | B |

| | | | |
|---------|---|--|---|
| 正行 為 | 2 | 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 3 | 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 | D |
| | 4 | 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 5 | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行 | B |

| | | | | |
|--|----|--|--|---|
| | | 為 | | |
| | 6 | あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 7 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 8 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 9 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 10 | モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 11 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 法に 基づ く処 分に 違反 する 行為 | 1 | 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の12第2項（第27条第5項）及び第31条の14 | C |
| | 2 | 営業時間制限違反に対する指示処分違反 | 法第31条の13第1項（第28条第4項）及び第31条の14並びに条例第21条 | C |
| | 3 | 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反 | 法第31条の13第1項（第28条第8項）及び第31条の | C |

| | | | | | |
|----------------|---------------|---|-----------------------------------|--|---|
| | | | | 14 | |
| | | 4 | 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の13第1項（第28条第9項）及び第31条の14 | C |
| | | 5 | 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の13第1項（第28条第10項）及び第31条の14 | C |
| | | 6 | 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反 | 法第31条の13第2項第7号及び第31条の14 | C |
| | | 7 | 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の13第3項及び第31条の14 | C |
| | | 8 | 指示処分違反（1の項から7の項までに規定する指示処分違反を除く。） | 法第31条の14 | C |
| | | 9 | 営業停止命令違反 | 法第31条の15第1項及び第49条第4号 | A |
| 無店舗型電話異性紹介営業を営 | 法に規定する罪に当たらない | 1 | 営業届出義務違反の罪 | 法第31条の17第1項及び第2項（第31条の2第3項）並びに第52条第4号及び第5号 | B |
| | | 2 | 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 法第31条の17第2項（第31条の2 | E |

| | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|
| む者 対 する 営業 停止 命令 (法 第3 1条 の2 0及 び第 31 条の 21 第2 項第 2号) 及び 第3 1条 の2 1第 2項 第2 号に 掲げ る罪 | 行為 | | 第2項及び第3項) 及び第54条第6号 | | |
| | | 3 | 広告・宣伝の方法違反の罪 | 法第31条の18第 1項(第28条第5 項)及び第53条第 2号 | C |
| | | 4 | 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 | 法第31条の18第 2項第1号及び第5 0条第1項第9号 | B |
| | | 5 | 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 法第36条及び第5 3条第3号 | D |
| | | 6 | 報告・資料提出義務違反 | 法第37条第1項及 び第53条第6号 | D |
| | 法第 31 条の 21 第2 項第 2号) 及び 第3 1条 の2 1第 2項 第2 号に 掲げ る罪 | 1 | 刑法第174条、第175条、第182条、 第185条、第186条、第224条、第22 5条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)、第226条、 第226条の2(第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 において同じ。)、第226条の3、第227 条第1項(同法第224条、第225条、第2 26条、第226条の2又は第226条の3の 罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に 限る。以下この項において同じ。)若しくは第 3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)又は第228 条(同法第224条、第225条、第226条、 | | A |

| | | | |
|---------------------------|----|--|---|
| に当 たる 違法 な行 為 | | 第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| | 2 | 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 3 | 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 4 | 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 5 | 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 6 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 7 | 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 8 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 9 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| | 10 | 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当 | B |

| | | | | |
|---------------------------------------|-----|--|--|---|
| | | たる違法な行為 | | |
| | 1 1 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの | | A |
| | 1 2 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為（11の項に規定するものを除く。） | | B |
| | 1 3 | 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 政令 で定 める 重大 な不 正行 為 | 1 | 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第187条の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 2 | 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為 | | B |
| | 3 | 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| | 4 | 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の | | B |

| | | |
|----|---|---|
| | 4 (同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 | |
| 5 | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2 (同法第27条第1項、第3項又は第4項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為 | B |
| 6 | あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為 | B |
| 7 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 8 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 9 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 10 | モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | D |

| | | | | |
|---------------|-----|--|--|---|
| | 1 1 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 法に基づく処分違反する行為 | 1 | 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の17第2項（第31条の2第5項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号 | C |
| | 2 | 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反 | 法第31条の18第1項（第28条第8項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号 | C |
| | 3 | 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の18第1項（第28条第9項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号 | C |
| | 4 | 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反 | 法第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号 | C |
| | 5 | 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反 | 法第31条の18第 | C |

| | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|--|---|
| | | | 反 | 3項、第31条の1 9第1項及び第31 条の21第2項第1 号 | |
| | | 6 | 指示処分違反（1の項から5の項までに規定する指示処分違反を除く。） | 法第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号 | C |
| | | 7 | 営業停止命令違反 | 法第31条の20、第31条の21第2項第2号及び第49条第4号 | A |
| 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第3 | 若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為 | 1 | 無許可風俗営業 | 法第3条第1項及び第49条第1号 | A |
| | | 2 | 無許可特定遊興飲食店営業 | 法第31条の22及び第49条第7号 | A |
| | | 3 | 許可証亡失・滅失届出義務違反 | 法第31条の23（第5条第4項） | G |
| | | 4 | 許可証等掲示義務違反 | 法第31条の23（第6条）及び第55条第1号 | G |
| | | 5 | 相続承認時許可証書換え義務違反 | 法第31条の23（第7条第5項）及び第55条第2号 | G |
| | | 6 | 合併承認時許可証書換え義務違反 | 法第31条の23（第7条の2第3項（第7条第5項））及び第55条第2号 | G |

| | | | | |
|------------------|-----|--|--|---|
| 1 条 の 2 5) | 7 | 分割承認時許可証書換え義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 7 条の 3 第 3 項 (第 7 条第 5 項)) 及び第 5 5 条第 2 号 | G |
| | 8 | 構造・設備の無承認変更又は偽りその他不正 な手段による変更に係る承認の取得 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 9 条第 1 項) 並 びに第 5 0 条第 1 項 第 1 号及び第 2 号 | A |
| | 9 | 変更届出義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 9 条第 3 項) 及 び第 5 5 条第 3 号 | F |
| | 1 0 | 変更届出に係る許可証書換え義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 9 条第 4 項) | G |
| | 1 1 | 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造 又は設備の変更に係る届出義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 9 条第 5 項後 段) 及び第 5 4 条第 2 号 | E |
| | 1 2 | 許可証返納義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 0 条第 1 項第 3 号) 及び第 5 5 条 第 4 号 | G |
| | 1 3 | 不正の手段による認定の取得 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 0 条の 2 第 1 項) 及び第 5 0 条第 1 項第 3 号 | B |
| | 1 4 | 特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚 偽記載 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 0 条の 2 第 2 | E |

| | | | |
|-----|---------------------|---|---|
| | | 項) 及び第 5 4 条第 3 号 | |
| 1 5 | 認定証亡失・滅失届出義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 0 条の 2 第 5 項) | G |
| 1 6 | 認定証返納義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 0 条の 2 第 7 項第 2 号及び第 3 号) 及び第 5 5 条第 5 号 | F |
| 1 7 | 名義貸し禁止違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 1 条) 及び第 4 9 条第 3 号 | A |
| 1 8 | 構造・設備維持義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 2 条) | D |
| 1 9 | 営業時間制限違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 3 条第 2 項) | C |
| 2 0 | 迷惑行為防止措置義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 3 条第 3 項) | D |
| 2 1 | 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 3 条第 4 項) | D |
| 2 2 | 照度規制違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 4 条) | E |
| 2 3 | 騒音・振動規制違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 5 条) | D |
| 2 4 | 年少者立入禁止表示義務違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 1 8 条) | G |

| | | | |
|----|----------------------|---|---|
| 25 | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 | 法第31条の23 (第18条の2) | D |
| 26 | 条例の遵守事項違反 | 法第31条の23 (第21条) 及び条 例第26条 | H |
| 27 | 客引き禁止違反 | 法第31条の23 (第22条第1項第 1号) 及び第52条 第1号 | B |
| 28 | 客引き準備行為禁止違反 | 法第31条の23 (第22条第1項第 2号) 及び第52条 第1号 | B |
| 29 | 年少者接客業務従事禁止違反 | 法第31条の23 (第22条第1項第 4号) 及び第50条 第1項第4号 | A |
| 30 | 年少者の立ち入らせ禁止違反 | 法第31条の23 (第22条第1項第 5号) 及び第50条 第1項第4号 | B |
| 31 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反 | 法第31条の23 (第22条第1項第 6号) 及び第50条 第1項第4号 | B |
| 32 | 管理者選任義務違反 | 法第31条の23 (第24条第1項) | E |

| | | | | |
|----------------------------------|----|--|---|---|
| | | | 及び第54条第5号 | |
| | 33 | 管理者講習受講義務違反 | 法第31条の23 (第24条第7項) | G |
| | 34 | 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特 殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反） | 法第28条第1項及 び第2項並びに第4 9条第5号及び第6 号並びに条例第11 条 | A |
| | 35 | 従業者名簿備付け記載義務違反 | 法第36条及び第5 3条第3号 | D |
| | 36 | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反 | 法第36条の2第1 項及び第53条第4 号 | D |
| | 37 | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成 保存義務違反 | 法第36条の2第2 項及び第53条第5 号 | D |
| | 38 | 報告・資料提出義務違反 | 法第37条第1項及 び第53条第6号 | D |
| | 39 | 立入の拒否、妨害又は忌避 | 法第37条第2項、 第38条の2第1項 及び第53条第7号 | D |
| 他の 法令 の規 定に 違反 する | 1 | 刑法第174条、第175条、第182条、 第185条、第186条、第224条、第22 5条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。）、第226条、 第226条の2（第3項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 | | A |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 行為 | <p>において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> | | |
| 2 | <p>刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為</p> | | B |
| 3 | <p>組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> | | A |
| 4 | <p>組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同号に係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p> | | B |
| 5 | <p>暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供す</p> | | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | <p>ることを強制する行為</p> <p>(1) 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務</p> <p>(2) 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務</p> <p>(3) 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務((1)に該当するものを除く。)</p> | | |
| 6 | <p>5の項に規定する手段によって、客に同項(1)、(2)若しくは(3)に掲げる役務(同(2)に掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為</p> | | D |
| 7 | <p>売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為</p> | | A |
| 8 | <p>児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為</p> | | A |
| 9 | <p>児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為</p> | | B |
| 10 | <p>労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合</p> | | A |

| | | | |
|-----|--|--|---|
| | を含む。)の罪に当たる違法な行為 | | |
| 1 1 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 1 2 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 1 3 | 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 1 4 | 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | E |
| 1 5 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの | | A |
| 1 6 | 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為(15の項に規定するものを除く。) | | B |
| 1 7 | 出入国管理及び難民認定法第74条から第74条の6まで又は第74条の8の罪に当たる違法な行為 | | C |
| 1 8 | 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 1 9 | 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用 | | B |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為 | | |
| 20 | 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 21 | 覚せい剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 22 | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為 | | B |
| 23 | あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号 | | B |

| | | | |
|----|---|----------------------------------|---|
| | の罪に当たる違法な行為 | | |
| 24 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号 の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 25 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条 第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 26 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第6 2条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 27 | モーターボート競走法第65条第2号又は 第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 28 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32条又は第33条第2号の罪に当たる違法 な行為 | | D |
| 29 | 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪） の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 30 | 関税法第69条の11第1項の規定（第1号 及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行 為（薬物、公安・風俗を害する書籍・凶画等の 輸入） | 関税法第109条第 1項及び第2項 | A |
| 31 | 電波法第108条（おいせつな通信の発信） の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 32 | 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限 連鎖講の禁止）の規定に違反する行為 | 無限連鎖講の防止に 関する法律第5条か ら第7条まで | D |
| 33 | 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違 反する行為（当せん金付証票の転売） | 当せん金付証票法第 18条第1項第1号 | D |
| 34 | 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2 項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒又は | 未成年者飲酒禁止法 第3条第2項 | F |

| | | | |
|----|---|--|---|
| | 親権者等の不制止) | | |
| 35 | 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の販売・供与) | 未成年者飲酒禁止法第3条第1項 | D |
| 36 | 未成年者喫煙禁止法第1条(未成年者の喫煙禁止)の規定に違反する行為又は同法第3条(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為 | | F |
| 37 | 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為(たばこ・器具の販売) | | D |
| 38 | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為(めいはい者の粗野・乱暴な言動等) | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項 | F |
| 39 | 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項から第3項までの罪に当たる違法な行為(愛護動物のみだりな殺傷等) | | E |
| 40 | 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第28号まで、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為 | 軽犯罪法第2条 | F |
| 41 | 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反する行為又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等) | 食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号及び第2項並びに第72条第1項及び第2項 | D |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 4 2 | 興行場法第 2 条第 1 項（営業の許可）の規定に違反する行為又は同法第 8 条第 2 号（営業停止命令違反）若しくは第 9 条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 興行場法第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 8 条第 1 号 | D |
| 4 3 | 旅館業法第 3 条第 1 項（営業の許可）、第 5 条（宿泊をさせる義務）若しくは第 6 条第 1 項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反する行為又は同法第 10 条第 2 号（営業停止命令違反）若しくは第 11 条第 2 号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 旅館業法第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条第 1 号及び第 11 条第 1 号 | D |
| 4 4 | 公衆浴場法第 2 条第 1 項（経営の許可）の規定に違反する行為又は同法第 8 条第 2 号（営業停止命令違反）若しくは第 9 条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 公衆浴場法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 号 | D |
| 4 5 | 道路交通法第 77 条第 1 項の規定に違反する行為（無許可道路使用） | 道路交通法第 119 条第 1 項第 12 号の 4 | E |
| 4 6 | 建築基準法第 98 条第 1 項第 1 号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反） | 建築基準法第 9 条第 1 項及び第 10 項前段 | D |
| 4 7 | 消防法第 39 条の 2 の 2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第 39 条の 3 の 2（防火対象物の改修命令違反等）、第 41 条第 1 項第 1 号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第 5 号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第 44 条第 1 2 号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に | 消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項並びに第 17 条の 4 第 1 項及び第 2 項 | D |

| | | | | | |
|---|--|-----|---|--|---|
| | | | 当たる違法な行為 | | |
| | | 4 8 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 6 条（投棄禁止）の規定に違反する行為 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 5 条第 1 項第 1 4 号及び第 2 項 | D |
| | | 4 9 | その他の法令の規定に違反する行為 | | H |
| 法に 基づ く処 分又 は条 件に 違反 する 行為 | | 1 | 指示処分違反 | 法第 3 1 条の 2 4 | C |
| | | 2 | 営業停止命令違反 | 法第 3 1 条の 2 5 第 1 項及び第 4 9 条第 4 号 | A |
| | | 3 | 許可の条件違反 | 法第 3 1 条の 2 3 (第 3 条第 2 項) | C |
| 飲食 店営 業を 営む 者に 対す る営 業停 止命 令（法 第 3 4 条 | 法若 しく は法 に基 づく 命令 又は 法に 基づ く条 例の 規定 | 1 | 無許可風俗営業 | 法第 3 条第 1 項及び第 4 9 条第 1 号 | A |
| | | 2 | 無許可特定遊興飲食店営業 | 法第 3 1 条の 2 2 及び第 4 9 条第 7 号 | A |
| | | 3 | 構造・設備維持義務違反 | 法第 3 2 条第 1 項 | D |
| | | 4 | 照度規制違反 | 法第 3 2 条第 2 項 (第 1 4 条) | E |
| | | 5 | 騒音・振動規制違反 | 法第 3 2 条第 2 項 (第 1 5 条) | D |
| | | 6 | 客引き禁止違反 | 法第 3 2 条第 3 項 (第 2 2 条第 1 項第 1 号) 及び第 5 2 条 | B |

| | | | | | |
|------|---------|----|---------------------------|--------------------------------------|---|
| 第2項) | に違反する行為 | | | 第1号 | |
| | | 7 | 客引き準備行為禁止違反 | 法第32条第3項 (第22条第1項第2号)及び第52条第1号 | B |
| | | 8 | 年少者接客業務従事禁止違反 | 法第32条第3項 (第22条第1項第4号)及び第50条第1項第4号 | A |
| | | 9 | 年少者の立ち入らせ禁止違反 | 法第32条第3項 (第22条第1項第5号)及び第50条第1項第4号 | B |
| | | 10 | 未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反 | 法第32条第3項 (第22条第1項第6号)及び第50条第1項第4号 | B |
| | | 11 | 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反 | 法第33条第1項及び第3項並びに第54条第6号 | E |
| | | 12 | 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反 | 法第33条第2項及び第3項並びに第55条第3号 | F |
| | | 13 | 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反 | 法第33条第4項及び第50条第1項第10号並びに条例第27条 | B |

| | | | | |
|--|-----|---|--|---|
| | 1 4 | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 | 法第 3 3 条第 6 項 (第 1 8 条の 2) | D |
| | 1 5 | 従業者名簿備付け記載義務違反 | 法第 3 6 条及び第 5 3 条第 3 号 | D |
| | 1 6 | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反 | 法第 3 6 条の 2 第 1 項及び第 5 3 条第 4 号 | D |
| | 1 7 | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成 保存義務違反 | 法第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 5 3 条第 5 号 | D |
| | 1 8 | 報告・資料提出義務違反 | 法第 3 7 条第 1 項及 び第 5 3 条第 6 号 | D |
| | 1 9 | 立入の拒否、妨害又は忌避 | 法第 3 7 条第 2 項、 第 3 8 条の 2 第 1 項 及び第 5 3 条第 7 号 | D |
| 他の 法令 の規 定に 違反 する 行為 | 1 | 刑法第 1 7 4 条、第 1 7 5 条、第 1 8 2 条、 第 1 8 5 条、第 1 8 6 条、第 2 2 4 条、第 2 2 5 条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 る。以下この項において同じ。）、第 2 2 6 条、 第 2 2 6 条の 2（第 3 項については、営利又は わいせつの目的に係る部分に限る。以下この項 において同じ。）、第 2 2 6 条の 3、第 2 2 7 条第 1 項（同法第 2 2 4 条、第 2 2 5 条、第 2 2 6 条、第 2 2 6 条の 2 又は第 2 2 6 条の 3 の 罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に 限る。以下この項において同じ。）若しくは第 3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限 | | A |

| | | |
|---|--|---|
| | る。以下この項において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| 2 | 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為 | B |
| 3 | 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | A |
| 4 | 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同号に係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | B |
| 5 | 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 (1) 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 (2) 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 (3) 面識のない異性との一時的性的好奇心 | D |

| | | |
|----|---|---|
| | を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（（１）に該当するものを除く。） | |
| 6 | 5の項に規定する手段によって、客に同項（１）、（２）若しくは（３）に掲げる役務（同（２）に掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為 | D |
| 7 | 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| 8 | 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 9 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為 | B |
| 10 | 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為 | A |
| 11 | 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 12 | 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | A |

| | | |
|-----|---|---|
| 1 3 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | B |
| 1 4 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号の 2 まで又は第 8 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為 | E |
| 1 5 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの | A |
| 1 6 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（1 5 の項に規定するものを除く。） | B |
| 1 7 | 出入国管理及び難民認定法第 7 4 条から第 7 4 条の 6 まで又は第 7 4 条の 8 の罪に当たる違法な行為 | C |
| 1 8 | 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為 | A |
| 1 9 | 大麻取締法第 2 4 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 2 4 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 2 4 条の 7 の罪に当たる違法な行為 | B |
| 2 0 | 毒物及び劇物取締法第 2 4 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 2 1 | 覚せい剤取締法第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 3（同法第 | B |

| | | |
|----|---|---|
| | 19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 | |
| 22 | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為 | B |
| 23 | あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為 | B |
| 24 | 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 25 | 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為 | D |
| 26 | 小型自動車競走法第61条第2号又は第6 | D |

| | | | |
|----|---|--------------------------|---|
| | 2条第2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| 27 | モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 28 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 29 | 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為 | | D |
| 30 | 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入） | 関税法第109条第1項及び第2項 | A |
| 31 | 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為 | | A |
| 32 | 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為 | 無限連鎖講の防止に関する法律第5条から第7条まで | D |
| 33 | 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売） | 当せん金付証票法第18条第1項第1号 | D |
| 34 | 未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒又は親権者等の不制止） | 未成年者飲酒禁止法第3条第2項 | F |
| 35 | 未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与） | 未成年者飲酒禁止法第3条第1項 | D |
| 36 | 未成年者喫煙禁止法第1条（未成年者の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第3条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為 | | F |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 37 | 未成年者喫煙禁止法第5条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売） | | D |
| 38 | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（めいはい者の粗野・乱暴な言動等） | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項 | F |
| 39 | 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項から第3項までの罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等） | | E |
| 40 | 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第28号まで、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為 | 軽犯罪法第2条 | F |
| 41 | 食品衛生法第6条若しくは第52条第1項の規定に違反する行為又は同法第71条第1項第3号若しくは第73条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等） | 食品衛生法第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号及び第2項並びに第72条第1項及び第2項 | D |
| 42 | 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反する行為又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為 | 興行場法第5条第1項、第6条及び第8条第1号 | D |
| 43 | 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項 | 旅館業法第7条第1項、第8条、第10 | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | (宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反する行為又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為 | 条第1号及び第11条第1号 | |
| 44 | 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反する行為又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為 | 公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1号 | D |
| 45 | 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用) | 道路交通法第119条第1項第12号の4 | E |
| 46 | 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反) | 建築基準法第9条第1項及び第10項前段 | D |
| 47 | 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為 | 消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項並びに第17条の4第1項及び第2項 | D |
| 48 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第2項 | D |
| 49 | その他の法令の規定に違反する行為 | | H |

| | | | | | |
|--|--|---|--------------------------------|-----------------------|---|
| | 法に 基づ く処 分に 違反 する 行為 | 1 | 指示処分違反 | 法第34条第1項 | C |
| | | 2 | 営業停止命令違反 | 法第34条第2項及 び第49条第4号 | A |
| 興行 場営 業（法 第2 条第 6項 第3 号の 営業 を除 く。） を営 む者 に対 する 営業 停止 命令 （法 第3 | 法に 規定 する 罪 | 1 | 刑法第174条又は第175条の罪 | | A |
| | | 2 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第 8項までの罪 | | A |

| | | | | |
|---|---------------------------------------|---|--|---|
| 5条) | | | | |
| 特定 性風 俗物 品販 売等 営業 に対 する 営業 停止 命令 (法 第3 5条 の2) | 法に 規定 する 罪 | 1 | 刑法第175条の罪 | A |
| | | 2 | 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪 | A |
| 接客 業務 受託 営業 を営 む者 に対 する 営業 停止 命令 | 政令 で定 める 重大 な不 正行 為 | 1 | 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為 | B |
| | | 2 | 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 | D |
| | | 3 | 覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は | B |

| | | | |
|--|---|--|---|
| (法 第3 5条 の4 第2 項及 び第 4項 第2 号) | | 同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の 4 (同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に 係る部分に限る。)) 又は第30条の11 (他人 に対する施用に係る部分に限る。)) に係る部分 に限る。)、第41条の11又は第41条の1 3の罪に当たる違法な行為 | |
| | 4 | 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲 渡、交付又は所持に係る部分に限る。))、第6 4条の3 (他人に対する施用に係る部分に限 る。))、第66条 (譲渡又は所持に係る部分に 限る。))、第66条の2 (同法第27条第1項、 第3項又は第4項 (これらの規定中他人に対す る施用又は施用のための交付に係る部分に限 る。)) に係る部分に限る。))、第66条の4、 第68条の2、第69条第5号、第69条の5 又は第70条第17号の罪に当たる違法な行 為 | B |
| | 5 | あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分 に限る。))、第54条の3又は第55条第1号 の罪に当たる違法な行為 | B |
| | 6 | 刑法第174条、第175条、第182条、 第224条、第225条 (営利又はわいせつの 目的に係る部分に限る。以下この項において同 じ。))、第226条、第226条の2 (第3項 については、営利又はわいせつの目的に係る部 分に限る。以下この項において同じ。))、第2 26条の3、第227条第1項 (同法第224 | A |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p> | |
| 7 | <p>刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第223条の罪に当たる違法な行為</p> | B |
| 8 | <p>組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4条（同号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p> | A |
| 9 | <p>組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p> | B |
| 10 | <p>売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為</p> | A |
| 11 | <p>児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為</p> | A |
| 12 | <p>児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為</p> | B |

| | | | | |
|----------------|-----|---|--|---|
| | 1 3 | 労働基準法第 1 1 7 条、第 1 1 8 条第 1 項 (同法第 6 条又は第 5 6 条に係る部分に限 る。)又は第 1 1 9 条第 1 号(同法第 6 1 条又 は第 6 2 条に係る部分に限る。)(これらの規 定を労働者派遣法の規定により適用する場合 を含む。)の罪に当たる違法な行為 | | A |
| | 1 4 | 職業安定法第 6 3 条の罪に当たる違法な行 為 | | A |
| | 1 5 | 児童福祉法第 6 0 条第 1 項又は第 2 項(同法 第 3 4 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係 る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | A |
| | 1 6 | 児童福祉法第 6 0 条第 2 項(同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。)の罪に当 たる違法な行為 | | B |
| | 1 7 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、法第 2 条第 1 3 項各号に掲げる営業において客の接 待その他客に接する業務に従事させていたも の | | A |
| | 1 8 | 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為(1 7 の項に規定 するものを除く。) | | B |
| | 1 9 | 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な 行為 | | A |
| 法の 規定 によ | 1 | 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制 違反に対する指示処分違反 | 法第 3 5 条の 3 第 1 号及び第 2 号並びに 第 3 5 条の 4 第 1 項 | C |

| | | | |
|--|--|-----------------|--|
| <p>る指 示に 違反 する 行為</p> | | <p>及び第4項第1号</p> | |
| <p>備考 量定の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業</p> <p>(1) A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては、取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては、6月の営業停止命令</p> <p>(2) B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、3月</p> <p>(3) C 20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、40日</p> <p>(4) D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（遊技機変更届出義務違反にあつては、基準期間1月）</p> <p>(5) E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日</p> <p>(6) F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、7日</p> <p>(7) G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）</p> <p>(8) H 5日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業</p> <p>(1) A 8月の営業停止命令</p> <p>(2) B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、4月</p> <p>(3) C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、2月</p> <p>(4) D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は、1月</p> <p>(5) E 10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は、20日</p> | | | |

(6) F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日